

別表3 【判定料金】

## 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

## (1) 住宅

(円：税込金額)

区分	床面積	新規申請	軽微変更該当 該当証明申請
一戸建ての住宅／併用住宅の住宅部分		41,800	20,900
共同住宅等	300㎡未満	81,400	40,700
	300㎡～2,000㎡未満	135,300	68,200
	2,000㎡以上	見積り	

## (2) 非住宅

(円：税込金額)

用途	床面積	モデル建物法		標準入力法 (主要室入力法を含む)	
		新規申請	軽微変更 該当証明申請	新規申請	軽微変更 該当証明申請
(イ)	300㎡未満	102,300	51,700	265,100	133,100
	300㎡～1,000㎡未満	129,800	62,700	332,200	161,700
	1,000㎡～2,000㎡未満	170,500	84,700	427,900	213,400
	2,000㎡～5,000㎡未満	275,000	137,500	609,400	303,600
	5,000㎡～10,000㎡未満	358,600	178,200	750,200	375,100
	10,000㎡～25,000㎡未満	431,200	214,500	886,600	442,200
	25,000㎡以上	見積り		見積り	
(ロ)	300㎡未満	73,700	37,400	189,200	94,600
	300㎡～1,000㎡未満	95,700	47,300	246,400	121,000
	1,000㎡～2,000㎡未満	127,600	63,800	320,100	160,600
	2,000㎡～5,000㎡未満	205,700	103,400	455,400	227,700
	5,000㎡～10,000㎡未満	268,400	134,200	562,100	281,600
	10,000㎡～25,000㎡未満	321,200	160,600	663,300	332,200
	25,000㎡以上	見積り		見積り	
(ハ)	300㎡未満	24,200	12,100	28,600	14,300
	300㎡～1,000㎡未満	33,000	16,500	37,400	17,600
	1,000㎡～2,000㎡未満	45,100	23,100	51,700	25,300
	2,000㎡～5,000㎡未満	112,200	55,000	119,900	59,400
	5,000㎡～10,000㎡未満	168,300	83,600	176,000	88,000
	10,000㎡～25,000㎡未満	207,900	103,400	217,800	108,900
	25,000㎡以上	見積り		見積り	

1 (2) 非住宅の用途の分類は、以下による。ただし、一つの棟に複数の用途がある場合は、一部にでも(イ)の用途がある場合は(イ)とし、(イ)の用途が全く含まれず、(ロ)の用途が一部でも含まれる場合は(ロ)の用途とする。

- (イ) ホテル、病院、集会所等
- (ロ) 事務所、物販店舗、学校、飲食店等
- (ハ) 工場、倉庫等

2 表の面積算定等については、以下による。

- ① 床面積は、建築基準法の規定により算定する延べ面積とする。
- ② 省エネ適判の対象建築物ではあるものの床面積が0㎡である場合は、表によらず、一律16,500円(税込金額)とする。
- ③ 計画の変更に係る判定に係る手数料は、表に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。  
ただし、次の場合は表の金額とする。
  - a) モデル建物法を標準入力法(主要室入力法を含む)に変更する場合
  - b) 直前の判定を他の判定機関または所管行政庁から受けている場合
  - c) ②の申請が、その後、省エネ計算を省エネ計算を行うことが必要となった場合
- ④ 増改築の場合、既存部分を含めた面積で表を適用する。  
ただし、既存部分の BEI に既定値を採用する計算方法の場合は、増改築対象の用途及び面積により算定する。

3 共同住宅において、一住戸のみの申請の場合の料金は一戸建ての住宅の額とする。

4 共同住宅の住棟全体の評価において、共用部の審査を行う場合は、非住宅の用途(ハ)に定める料金を加算する。

5 モデル建物法を使用する場合、使用するモデル数に応じ、下表で示す係数を(2)非住宅の表に記載の料金に乗じた額とする。ただし、モデル数が2以上の場合、工場モデルは1モデルとして計上しない。

モデル数	1	2	3	4	5以上
係数N	1.0	1.2	1.3	1.4	1.5

6 標準設計を用いた複数の建築物に係る評価依頼が、一定期間内に見込めるときで、評価が効率的に実施できると当機関が判断した場合による減額は、(1)住宅の料金の10分の7の額とする。

7 複合建築物に係る料金については、以下による。

- ① 複合建築物に係る料金は、住宅部分は(1)住宅の表及び非住宅部分は(2)非住宅の表によりそれぞれ算定される料金の合計の額とする。
- ② 評価の対象となる範囲が住宅部分と非住宅部分のいずれか一方である場合にあっては、対象となる部分の用途に応じ、(1)住宅の表又は(2)非住宅の表により算定される額とする。
- ③ 計画変更において、住宅部分と非住宅部分のいずれか一方の変更である場合にあっては、変更があった部分に係る変更の料金を適用する。